
第1章 一般廃棄物処理基本計画の概要

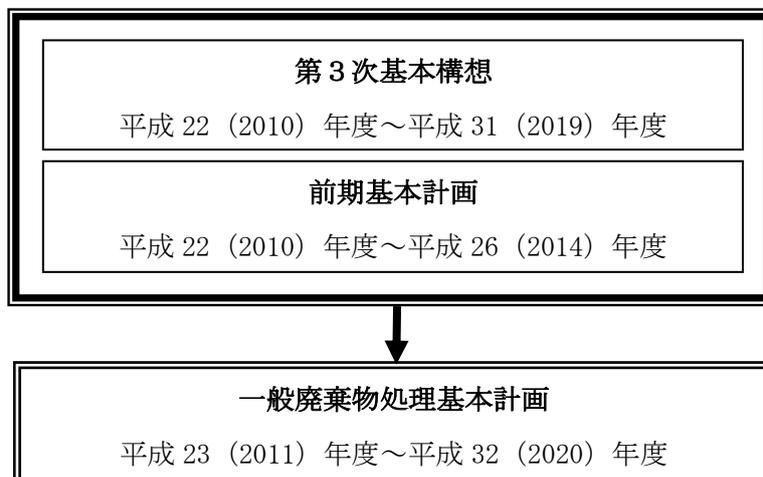
1 目的と意義

一般廃棄物処理基本計画は、清掃行政の基本方針を定めたもので、狛江市が取り組むべき内容を示しています。これまでの経過として、平成5年度に策定した計画ではごみとして処理する量の半減を目指し、発生抑制と資源化の取り組みを重点的に行ってまいりました。その後、国において循環型社会形成の推進に向けた法律等の整備が進められたことに加えて、多摩地域の最終処分場の逼迫した状況に対応すべく、平成13年度に策定した計画では最終処分場を頼らないごみ処理システムづくりを目指して、ごみの減量や埋立処分ゼロの実現を図ってまいりました。これまでに確立した処理システムについては引き続き実施し、さらに進めていく必要があります。

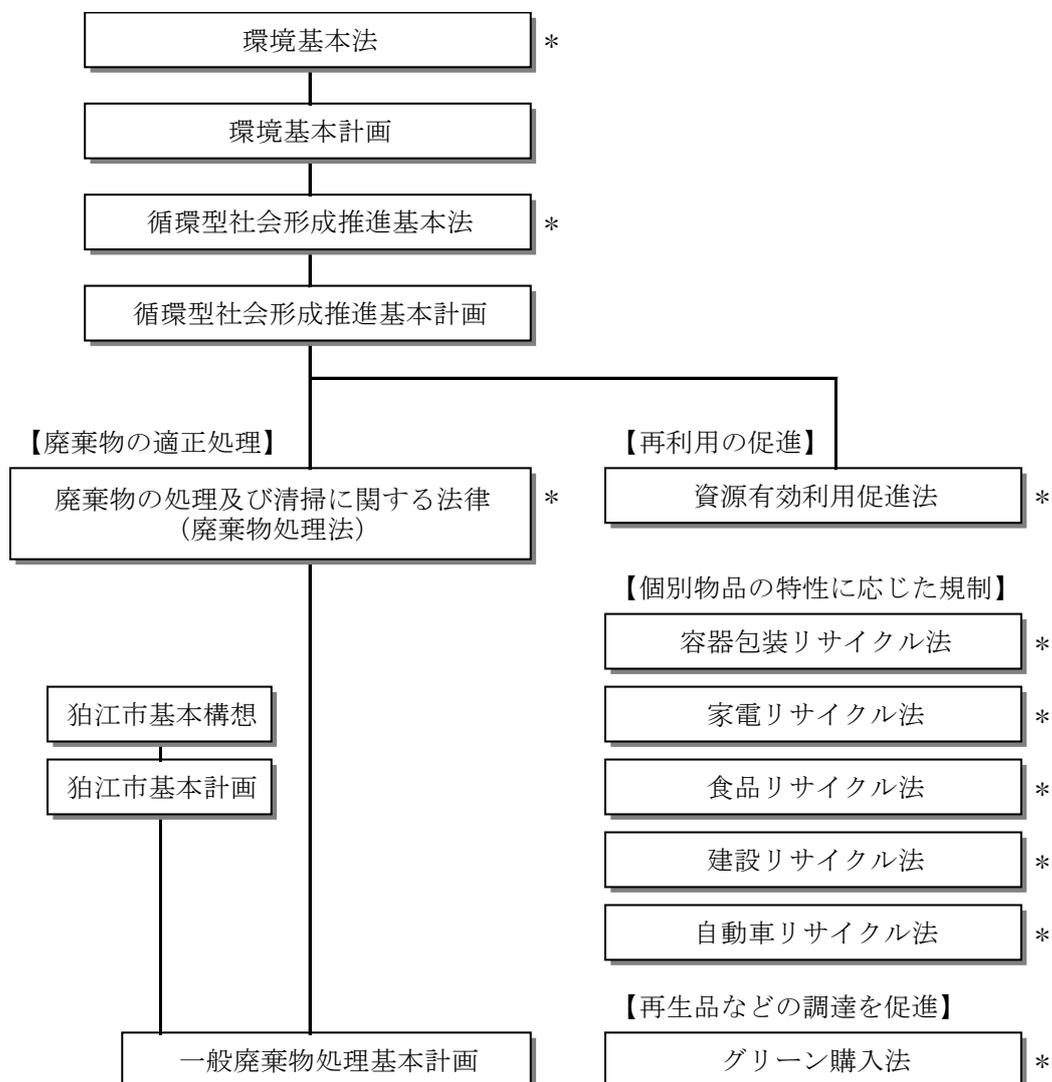
この度、現行の計画期間が終了することに伴い、新たな一般廃棄物処理基本計画を策定いたしました。

2 計画の位置づけ

本計画は、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画及び『狛江市廃棄物の再利用の促進及び処理に関する条例』第32条第1項に規定する一般廃棄物処理計画として、一般廃棄物の処理に関する事項を定めています。なお、本計画は「狛江市基本構想」及び「狛江市基本計画」のもとに位置づけられているため、これらの上位計画と整合を図りながら策定しています。



【一般廃棄物処理基本計画の法体系図】



3 計画の期間

本計画は、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間を計画期間とします。

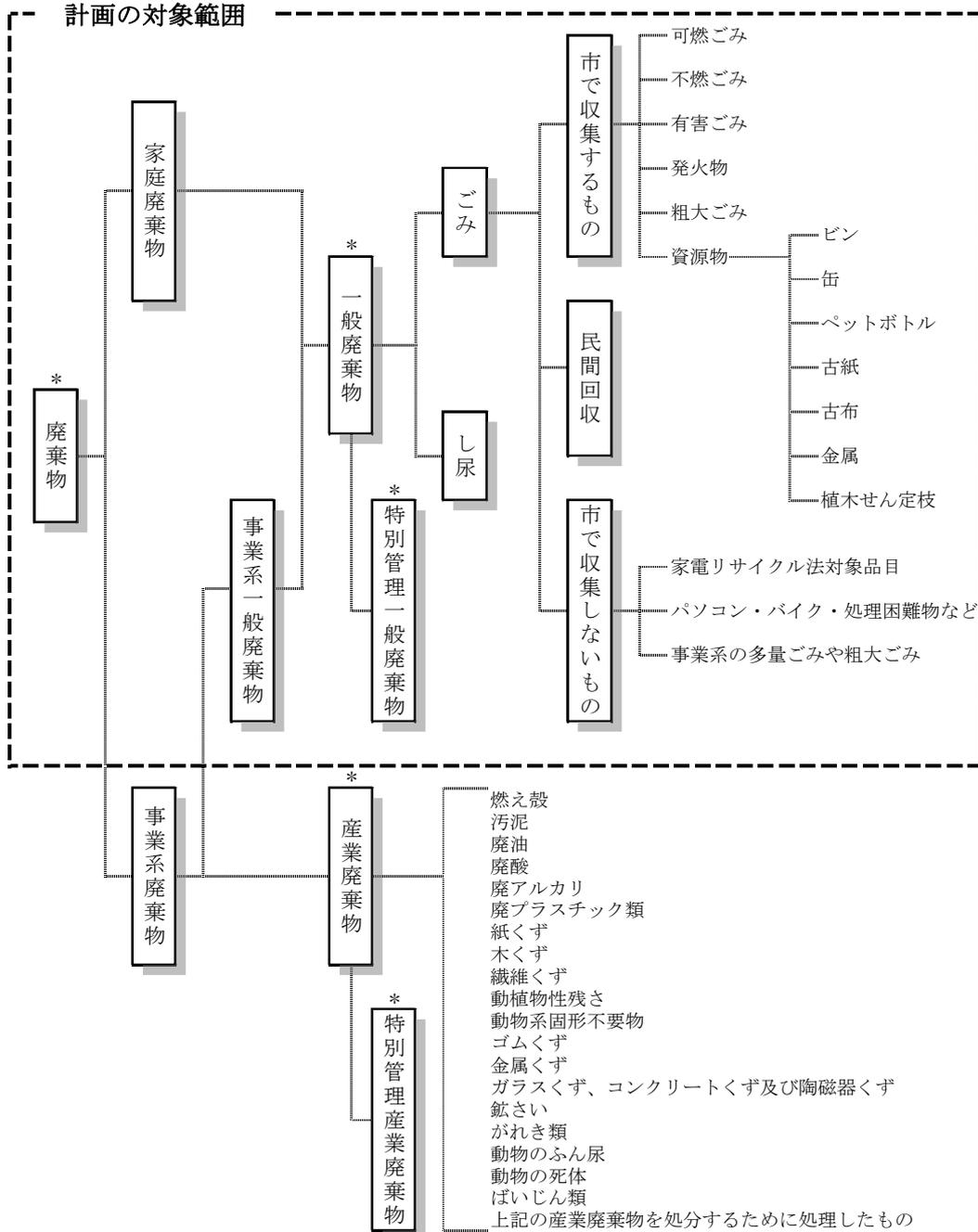
ただし、法律等の改正や社会情勢の変化、上位計画である狛江市後期基本計画の策定の際など、必要に応じて見直しを図ります。

4 計画の区域

本計画は、狛江市の行政区域の全域を対象とします。

5 計画の対象範囲

本計画は一般廃棄物を対象とし、家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物の処理に関する事項を定めています。



※ 2・3ページ「*」印の付いている用語については、49ページ以降の参考資料『用語解説』に説明があります。

6 将来人口推計

狛江市の将来人口は、平成 25 年度まではほぼ横ばいを続け、それ以降は減少に転じる見込みです。単身世帯は増加傾向にあり、若年の単身世帯とともに高齢者の単身世帯が増加することが予想されます。また、1 世帯あたりの人口も減少を続けます。

将来人口・世帯数の推計

	人口推計	世帯数推計	一世帯あたり人口推計
平成23年度	77,086人	38,901世帯	1.98人
平成24年度	77,088人	39,134世帯	1.97人
平成25年度	77,063人	39,353世帯	1.96人
平成26年度	77,005人	39,558世帯	1.95人
平成27年度	76,923人	39,750世帯	1.94人
平成28年度	76,831人	39,939世帯	1.92人
平成29年度	76,737人	40,127世帯	1.91人
平成30年度	76,615人	40,302世帯	1.90人
平成31年度	76,475人	40,467世帯	1.89人
平成32年度	76,320人	40,625世帯	1.88人

※各年度内の1月1日時点の推計値

※狛江市基本構想で示された将来人口推計を使用しています。